

44 農業経営の復旧・復興等のための金融支援 【7,275百万円】

対策のポイント

東日本大震災による被害を受けた農業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災により農業者等には重大な被害が発生しており、速やかな復旧・復興のためには必要な資金が円滑に調達されることが重要です。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

＜主な内容＞

1. 農業者等の負担軽減のための実質無利子、無担保・無保証人貸付等

被害を受けた農業者が借り入れる日本政策金融公庫（日本公庫）等の復旧・復興関係資金について、一定期間（最長18年間）実質無利子、無担保・無保証人等での借り入れが可能となるよう、必要となる利子助成金及び交付金等を交付します（平成24年度新規融資枠：430億円）。

また、被害を受けた食品事業者等が復旧・復興の取組を行うための資金を円滑に調達できるよう、日本公庫が危機対応円滑化業務として、指定金融機関に対して、損害担保及び利子補給を行うために必要となる出資金を交付します（平成24年度新規融資枠：120億円）。

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 2,108百万円
事業実施主体：(財) 農林水産長期金融協会
株式会社日本政策金融公庫補給金 88百万円
事業実施主体：株式会社日本政策金融公庫
株式会社日本政策金融公庫出資金 2,810百万円
事業実施主体：株式会社日本政策金融公庫
農業経営復旧・復興対策特別保証事業 2,269百万円の内数
事業実施主体：(独) 農林漁業信用基金及び農業信用基金協会

2. 信用補完機関の財務基盤強化を通じた新規融資の円滑化

被害を受けた農業者が新規融資を受けやすくなるよう、農業者の信用補完を行う機関（農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金）の財務基盤の強化を図るため、以下の資金を交付します。

- ① 債務保証に係る代位弁済の集中的な実行により財務基盤が急激に悪化する中、代位弁済及び保険金支払いを確実に行うための財源としての補助金及び交付金
- ② 被災農業者の再生計画の作成支援その他債務整理の支援を行う第三者委員会の運営経費の財源としての交付金

農業経営復旧・復興対策特別保証事業 2,269百万円の内数
事業実施主体：(独) 農林漁業信用基金及び農業信用基金協会